

様式第 1 号（第 2 条関係）
個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当システム	
行政機関等の名称	久喜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課医療手当係 こども未来部子育て支援課菖蒲こども未来係 こども未来部子育て支援課栗橋こども未来係 こども未来部子育て支援課鷺宮こども未来係	
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当の支給事務に利用する。	
記録項目	1 証書番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 所得情報、8 口座情報、9 年金情報、10 個人番号、11 支給対象児童数、12 改定年月、13 手当支給月額、14 支給開始年月、15 支給終了年月、16 支給年月、17 証書発行年月日、18 支払年月、19 障がい情報	
記録範囲	児童手当扶養手当受給者、児童	
記録情報の収集方法	本人から提出される申請書、住民情報、市税情報等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	久喜市役所庶務課付公文書館 久喜市菖蒲行政センター総務・人権係 久喜市栗橋行政センター総務・人権係 久喜市鷺宮行政センター総務・人権係 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-1 〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38 〒349-1192 埼玉県久喜市間鎌251-1 〒340-0295 埼玉県久喜市鷺宮6-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	独自システム	